

平成29年度

観光情報発信魅力強化サイト構築等業務委託

プロポーザル方式業者選定要領

平成29年12月7日

新上五島町総務課情報化推進室

1 目的

新上五島町のホームページは、島内の町民向けの情報を掲示する作りであり対外的な情報発信の機能に乏しい。このことから本町の観光情報や地域情報を魅力的かつ効果的に発信し、観光客の誘客を図るとともに島外からの移住促進や島内の若者の定住促進を推進すべく、「観光情報発信魅力強化サイト構築等業務」の受託者をプロポーザル方式により選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務概要

(1) 業務番号

総情業第2号

(2) 業務名称

観光情報発信魅力強化サイト構築等業務委託

(3) 業務履行場所

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

(4) 業務内容

別添「観光情報発信魅力強化サイト構築等業務委託仕様書（以下、「業務委託仕様書」という。）のとおり

(5) 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）まで

3 遵守すべき関係法令等

事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む。）及び業務委託仕様書に示す内容を遵守するものとする。

4 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

事業費は、次に定める金額を限度とする。なお、これを超えた提案は失格とする。

また平成29年度中の運用・保守委託費も含めること。

【構築業務委託費及び平成29年度中の運用・保守委託費】

3,000千円

平成30年4月以降は別途定めるところによる。また、平成30年4月から60カ月（5年）に係る想定費用を提示すること。

5 参加資格要件

(1) プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、単体企業であること。

(2) 参加者に必要な資格等の要件は、特別の定めがある場合を除き、参加申請書（様式第1号）の提出時点において満たしておくこと。

(3) 参加者は、次の要件を全て満たしておくこと。

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとし、参加資格要件確認表（様式1-1）を参加申請書と併せて提出すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ 参加資格確認基準日において、国税、県税及び市町村税の未納の税額がない者であること。

エ 仕様書等の公表日から企画提案書提出までの間において、本町から指名停止の措置を受けていないこと。

オ 新上五島町建設工事暴力団対策要綱（平成21年度新上五島町訓令第24号）の規定による指名除外措置の期間中でない者であること。

カ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されていること。

キ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ク 過去に同種、同程度のサイト構築を実施し、適切に遂行した実績を有することとし、関連業務に係る業務実績一覧（様式1-2）を提出すること。

ケ 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること及び本町の指示に柔軟に対応できること。

(4) 費用負担

プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は期限までに必着のこと。

なお、直近2年間の法人町民税、法人県民事業税、消費税及び地方消費税を完納していることを示す証明書（納税証明書）を添付すること。

6 プロポーザルの実施スケジュール

実施スケジュールについては次のとおりとする。なお、都合により変更する場合がある。

内容	期限
実施要領の公表、参加申請書の交付	平成29年12月 8日 (金)
質疑書の受付締切	平成29年12月12日 (火)
質疑書に対する回答	平成29年12月14日 (木)
参加申請書の提出	平成29年12月15日 (金)
参加資格審査確認通知書の送付	平成29年12月18日 (月)
企画提案書の提出	平成29年12月22日 (金)
企画提案書プレゼンテーション	平成29年12月26日 (火)
最終業務受託候補者決定	平成29年12月26日 (火)
最終業務受託候補者公表及び結果通知	平成29年12月27日 (水)
契約内容に関する詳細打合せ	平成29年12月27日 (水)
業務委託契約の締結	平成29年12月28日 (木)

7 仕様書等に関する質疑書の提出

(1) 提出先

事務局 〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

新上五島町役場 総務課情報化推進室

情報化推進班 夫津木・野口

電子メール (情報化推進室代表)

jyouhou@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

(2) 提出方法

質疑内容を簡潔にまとめ、「仕様書に関する質疑書 (様式1-4)」に記入の上、電子メールで提出すること。その際の送信確認は、電話連絡など送信者の責任において行い、必ず受理確認をすること。

(3) 提出期間

平成29年12月8日 (金) から平成29年12月12日 (火) 17時まで (必着)

8 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり事務局へ提出すること。

(1) 提出書類 参加申込書 (様式第1号)、参加資格要件確認表 (様式1-1)、
業務実績一覧 (様式1-2)、企業概要書 (様式1-3) 各1部

(2) 提出期限 平成29年12月15日 (金) 17時まで (必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送によるものとし、併せて、提出書類一式をPDFファイルによりメールで提出すること。いずれかの方法についても9時から17時まで受け付ける。

9 参加資格の確認及び企画提案書等の提出

本町より参加資格を有する旨の通知（様式第2号）を受けた参加者は、期間中に実施する内容の企画提案について、下記の示す書類一式を次のとおり提出するものとする。

なお、提出書類はPDFファイルにより、電子媒体（CD-R）に記録したものを1部提出すること。提出方法は持参または郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は配達記録の確認が取れる手法により期限までに必着のこと。

提出された提案書等の返却は行わず、提出数は1事業者1案とする。

提案書は非公開とする。

なお、参加申請書及び提案書について、提出後における差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、参加資格を認められなかった者で、その理由の説明内容について疑義がある者は、公募型プロポーザル方式参加資格が認められなかった理由の説明請求について（様式第3号）により12月19日までに説明を求めることができ、本町は説明請求があった場合、12月20日までに回答書（様式第4号）により請求者に回答する。

（1）提出書類

ア 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部（正本1部、副本6部）

鑑として、正本に提案書（様式第6号）を添付し複本にその写しを添付すること。A4版（縦若しくは横）の用紙を基本とし記載すること。

また、実施要領P.9の最終業務受託候補者決定基準、3各審査の内容、（3）審査の評価項目①～⑫の順に記載すること。

イ 作業工程表（様式6-1）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部

提案書の最終頁に併せて製本すること。

ウ 参考見積書（様式6-2）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

参考見積書（様式6-3）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※内訳書を添付すること【任意様式】

10 プロポーザル参加の辞退

本町より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、企画提案書等の提出期限日までに「参加辞退届出書」（様式第7号）を事務局へ提出すること。

なお、提出方法は持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は期限までに必着のこと。また、企画提案書等書類が提出期限までに届かなかつた場合は、失格とする。

11 提案資格の喪失等

プロポーザル方式の参加者と認めた者において、次の各号にいずれかに該当するときは、参加資格を喪失するものとし、既に提出された提案書は無効とする。なお、提案資格の喪

失に該当するものとし、既に提出された提案書は無効とする。なお、提案資格の喪失に該当する場合は、当該事業者へ提案資格の喪失に関する通知書（様式第9号）により12月25日までに通知する。

- (1) 参加資格要件に規定するプロポーザル方式に参加するための資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書等に虚偽の記載が認められたとき。

12 事業者の決定

(1) 最終業務受託候補者の選定

事業者の選定等は、「観光情報発信魅力強化サイト構築等業務委託審査プロポーザル委員会（以下、「委員会」という。）」において行う。

(2) プレゼンテーションの実施

本町は、企画提案書等の受付終了後プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの実施時期は、平成29年12月26日（火）とする。場所及び内容等については参加者に対して事前に通知する。

ア プレゼンテーションに必要な機器類は、各参加者で準備を行うこととする。パワーポイントなどを使って提案する場合は事前連絡をすること。

イ 参加者は、プレゼンテーションに参加する人員（3名以内）等について、速やかに本町に対し届出を行うものとする。（様式任意：所属・役職・氏名）

ウ プレゼンテーション内でトップ画面のデザイン案を最低2案提示すること。

エ 所要時間は、1参加者につき30分以内とする。

①プレゼンテーション 20分以内

②質疑応答 10分以内

プレゼンテーションが始まる5分前を準備時間とする。

(3) 委員会の審査結果を受けて、本町は、最終業務受託候補者を決定するものとする。

(4) 審査結果及び評価の公表

本町は、委員会の選定結果を取りまとめて、最終業務受託候補者に対し通知（様式第8号）する。

なお、審査結果及び内容等に関する問い合わせ並びに異議等は受け付けない。

13 契約手続き

(1) 契約の締結

本町は、最終業務受託候補者との間で業務委託契約を締結する。

(2) 次順位者との交渉

本町は、最終業務受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことが

できる。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て業務受託事業者の負担とする。

14 問い合わせ

事務局 〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

新上五島町役場 総務課情報化推進室

情報化推進班 夫津木・野口

電子メール (情報化推進室代表)

jyouhou@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

最終業務受託候補者決定基準

1 最終業務受託候補者決定基準の位置付け

本最終業務受託候補者決定基準は、新上五島町（以下「本町」という。）が、観光情報発信魅力強化サイト構築等業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、最終業務受託候補者を決定する方法及び基準を示すものである。

2 事業者の選定方法

最終業務受託候補者選定のための基準は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している観光情報発信魅力強化サイト構築等業務委託審査プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 各審査の内容

審査は、参加資格の確認、提案内容の順に実施し、各審査の内容は次のとおりとする。

(1) 参加資格の確認

ア 参加資格等の確認

本町は、本業務の参加希望者（以下「参加者」という。）に求めた参加資格書類等が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

イ 参加資格要件の確認

本町は、参加者が実施要領「5 参加要件資格」の各項目を満たしていることを確認する。参加資格を満たしていない場合は失格とする。

(2) 提案内容の審査

ア 提出書類の確認

本町は、参加者からの提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。

イ 見積金額の限度額の確認

本町は、参加者が提出した見積書に記載された見積金額が、提案上限額以下であることを確認する。提案上限額を超える場合は失格とする。

ウ 業務委託内容の確認

本町は、参加者が提出した業務提案書等の内容が業務委託仕様書に求める業務内容を満たしていることを確認する。明らかに満たしていない場合は失格とする。

(3) 審査の評価項目

審査に当たっては、以下の審査基準により評価する。

評価項目	内容	審査の視点
業務遂行能力	①業務実施体制	業務を実施する上で、必要な組織、人員、執行体制は整っているか。また、業務従事者は必要な専門知識、経験及び実績があるか。
	②業務実績	サイト構築に関する類似業務で業務完了実績があるか。
企画提案内容	③目的・目標の妥当性	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	④サイト設計及び各ページの企画・デザイン	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑤トップページのデザイン	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑥アクセシビリティへの対応	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑦CMS の構築・導入	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑧コンテンツ作成	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑨操作研修及び各種マニュアル作成	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
	⑩各種機能の実装	提案内容が具体的かつ適当であるうえ、期待する成果が得られるものであるか。
工程管理	⑪工程管理の妥当性	無理なく、確実に業務を遂行できる工程になっているか。
実用性	⑫見積金額の妥当性	業務に係る経費の見積りや算定根拠は適切なものか。

4 評価の着眼点

提案書等の記載する項目は、(3) 審査の評価項目の①～⑫までの項目とし、評価は、業務に対する理解度、業務への意欲、企画提案書の的確性、説明能力、表現力、独創性、妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。当該審査のポイントを理解の上、企画提案書等の作成を行うこと。